

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正について ～サステナビリティ情報開示について～

和田倉門法律事務所
弁護士 藤池尚恵 (fujiiike@wadakura.jp)

1. 2023年3月期の有価証券報告書から適用

2023年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」(開示府令)の改正が行われ、同日、公布・施行された(以下「本改正」)。本改正に伴い、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」が改正され、「記述情報の開示に関する原則(別添)―サステナビリティ情報の開示について」が公表された。

本改正は、大きく分けて(1)サステナビリティに関する企業の取組みの開示、(2)コーポレートガバナンスに関する開示に分けられる。

改正開示府令は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用される(早期適用可)。

サステナビリティに関する企業の取組みは企業経営において重要性を増し、それらの取組みに対する投資家の関心が高まる一方で、企業の取組みの濃度にはばらつきがある。そのため、2023年3月期の有価証券報告書等から適用され、サステナビリティに関する開示を行うことについて、準備期間が十分ではないと感じる企業も多いと思われる。

そこで、以下では、主に、(1)サステナビリティに関する開示に関して説明を行う。

なお、本稿では、以下の略称を用いる。

| 企業内容等の開示に関する内閣府令 | 開示府令 |
|--|----------|
| 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン) | 開示ガイドライン |
| 記述情報の開示に関する原則(別添)―サステナビリティ情報の開示について― | サステナ開示原則 |
| 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ | DWG |
| 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方 | パブコメ |

目次:

- 1. 2023年3月期の有価証券報告書から適用……………1
- 2. サステナビリティに関する企業の取組みの開示の概要……………2
- 3. 多様性に関する情報の開示の概要……………7
- 4. 今後について……………7

2. サステナビリティに関する企業の取組みの開示の概要

(1) サステナビリティ全般に関する開示

① 概略

本改正により、有価証券報告書や有価証券届出書の【企業情報】の【事業の状況】の項目に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の欄が新設された。

サステナビリティ全般に関する開示の概要は下図となる。

【企業情報】の【事業の状況の項目】に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の欄が新設された。

構成要素は、「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」並びに「指標及び目標」。

「ガバナンス」及び「リスク管理」は必須記載事項とする一方で、「戦略」及び「指標及び目標」は、重要性に応じて記載を求めるとされている。

| 構成要素 (項目) | 内容 | 対象等 |
|--------------|--|---|
| ガバナンス | サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう | すべての企業において開示が求められる。 |
| リスク管理 | サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう | |
| 戦略 | 短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう | 開示が望ましいものの、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断した上で、重要なものについて開示することが求められる。 |
| 指標及び目標 | サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう | 各企業が重要性を判断した上で、記載しないこととした場合であっても、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される。 |

② なぜ記載欄が新設されたか

近時の動向として、サステナビリティに関する取組みが企業経営の中心的な課題となるとともに、それらの取組みに対する投資家の関心が世界的に高まっている。これに応じて、サステナビリティ開示をめぐる議論も活発に行われている。

一方で、日本におけるサステナビリティ情報の開示については、サステナビリティレポート等の任意開示書類において開示を行っている事例がある一方で、有価証券報告書において開示する事例も見られた。また、有価証券報告書で開示される場合でも、記載が複数の項目に分散していたり、企業によって開示箇所が異なったりすることから、明瞭性や比較可能性の確保という観点からは問題のある状況であった。

このような状況を踏まえ、明瞭性や比較可能性を確保し、投資家にわかりやすく投資判断に必要な情報を提供するという観点から、2022年6月のDWG報告では、有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供する枠組みとして、独立した「記載欄」を創設すること等が重要であるとされた。

これを受けて、本改正により、【企業情報】の【事業の状況】の項目に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の欄が新設された。

③ なぜこの4つの構成要素なのか

開示する内容については、国際的な比較可能性の関連から、日本でも国際的なフレームワークと整合的な枠組みで開示することが適切と考えられた。

そこで、2022年6月のDWG報告では、国内外のサステナビリティ開示で広く利用されているTCFD（後掲1）のフレームワーク、ISSB（後掲2）の公開草案に倣い、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の4つの構成要素が提示され、これが本改正でも採用された。



④ なぜ「戦略」と「指標及び目標」は重要性の判断を伴うのか

一方で、制度面の対応を進める際には企業の業態や経営環境が異なることを踏まえると共に、企業負担にも配慮することが必要である。

そこで、2022年6月のDWG報告では、TCFDのフレームワークでも、「戦略」と「指標及び目標」は重要性がある場合に開示が求められていること、TCFDが提言している推奨開示項目の中には企業負担が大きいものがあることを踏まえた対応が必要であることが考慮され、「戦略」と「指標及び目標」については、各企業が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要性を判断して開示することとされた。本改正も同様の考え方が採用されている。

(2) 人的資本に関する開示

上記(1)に加えて、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する開示も必要とされている。

人的資本に関する開示の概要は下図となる。

| 項目 | 内容 | 対象 |
|--------|--|--------------------|
| 戦略 | 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（後掲3） | すべての企業において開示が求められる |
| 指標及び目標 | 「戦略」で記載した方針に関する「指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績」 | すべての企業において開示が求められる |

サステナ開示原則では、多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべきであるとされている。

(3) 何を、どこまで記載すべきか。

将来情報の記述と虚偽記載の責任との関係等

今回、準備期間が十分ではない企業も多数存在すると考えられること、また、サステナビリティに関する記載は、将来の不確実な予測も含むことから、何を、どこまで、記載すべきか悩むケースも多いと考えられる。

① 何を記載するか

「サステナビリティ」という用語は多義的であるが、サステナ開示原則で、「環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティに関する事項」をサステナビリティに関する情報として例示している。

もともと、上記項目をすべて開示する必要はない。本改正では、細かな記載事項は定められておらず、自社の業態、経営環境、企業価値への影響等を踏まえて、判断するものとされていることから、各社、自社の業態等を踏まえて検討・判断していくことが必要となる。

サステナ開示原則が、サステナビリティに関する考え方及び取組みは、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものとしているのも、このような趣旨で理解することになる。

4つの構成要素のうち、「ガバナンス」と「リスク管理」は、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断するために必要な枠組みである(サステナ開示原則)。

例えば、「ガバナンス」と「リスク管理」において、各機関・組織の関係、委員会等の役割を記載した上で、議論・分析・評価・対応等を通じてどのようにリスク管理しているのか記載することが考えられる。

「戦略」と「指標及び目標」は、ガバナンス及びリスク管理の枠組みを通じて判断することになる。

例えば、リスク・機会の項目ごとに、事業へのインパクト、各シナリオにおける財務影響の金額、算出根拠等を具体的に記載することが考えられる。

なお、今後、ISSB 基準の最終化や、サステナビリティ基準委員会(以下「SSBJ^(後掲4)」)において策定される国内基準の内容も踏まえ、サステナビリティの概念や定義が検討されるものとされている(パプコメ No125~126)。

「ガバナンス」と「リスク管理」は、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断するために必要な枠組み。

「戦略」と「指標及び目標」は、ガバナンス及びリスク管理の枠組みを通じて判断することになる。

② 4つの構成要素(項目)の位置づけ

4つの構成要素については、構成要素それぞれの項目立てをせず一体として記載することも考えられるとされる一方で、記載に当たっては、4つの構成要素のどれについての記載なのかが分かるようにすることが有益ともされている(パブコメ No83)。4つの構成要素は一体となって企業のサステナビリティに関する考え方及び取組みとなるものであるから、すべての構成要素が意識されて初めて、本改正が求める理想的な開示となると思われる。

しかし、4つの構成要素を意識するだけでは、開示内容を具体化することが難しいケースも多いと思われる。そこで、検討する際には、金融庁が発表している「記述情報の開示の好事例集」記載の他社事例を参考資料とすることも大変有益である。

また、自社がサステナビリティレポート等の任意開示書類において開示を行っている場合、有価証券報告書等において、これらの任意開示書類を参照する旨の記載を行うこともできるとされている(ガイドライン 5-16-4)。自社の任意開示書類が存在するのであれば、そこにはこれまで積み上げてきた取組みの結果が表れているのであるから、任意開示書類をベースに検討することが有益である。

CGコード補充原則 3-1③は、「上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである」としている。

すなわち、サステナビリティに関する開示は、経営戦略の開示の一環である。各企業には、現在の取組状況に応じて、サステナビリティに関する開示を行い、投資家との対話を踏まえて、取組みを進展させ、これを受けて開示を充実させるという好循環が期待されている。このような好循環を生み出す、経営戦略としてのサステナビリティに関する開示を行うことが求められる。(後掲 5)

③ 重要性

4つの構成要素のうち、「戦略」と「指標及び目標」に関しては、「重要性を判断」というキーワードが出てくる。

この「重要性」の判断について、金融庁は「開示原則 2-2 において、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。」としており、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることを参考にすることが考えられる」と回答している(パブコメ No88~96)。

一方で、重要性を判断した上で記載しないとした場合について、「重要性を判断した上で記載しないこととした場合における当該判断やその根拠は必ずしも開示しなければならない事項ではありません。その上で、投資家に有用な情報を提供する観点から、例えば、各企業がその事業環境や事業内容を踏まえて、どのような検討を行い、重要性がないと判断するに至ったのか、その検討過程や結論を具体的に記載していただくことが考えられます」と回答している(パブコメ No99~100)。

このように、現状では重要性の判断は各企業にゆだねられており、重要性があると判断したものを記載することとされている。

もっとも、記載しないと判断した場合であっても、重要性がないと判断した理由について説明できるよう準備しておくことは最低限必要である。

また、今後、国内外の開示基準の整備等が整備され、重要性判断の基準がより具体化されることも予測される。そのため、今後の動きについて注視が必要であると共に、社内での議論・監督体制・具体的なアクション等を充実させることが必要である。

4つの構成要素については、構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載することも可能。

ただ、記載にあたっては、4つの構成要素のどれについての記載なのかが分かるようにすることが有益とされている。

また、任意開示書類を参照する旨の記載を行うこともできる。

④ 気候変動

改正開示府令では、気候変動に関する基準は定められていない。(後掲6)

もっとも、サステナ開示原則は、企業が気候変動対応が重要であると判断した場合、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」の枠で開示すべきであり、温室効果ガス(GHG)排出量に関して各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、特に Scope1(事業者自らによる直接排出)・Scope2(他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出)の GHG 排出量について、積極的な開示が期待される、と指摘している。

金融庁が発表している「記述方法の開示の好事例集」には、(a)生物多様性の保全への取組みを端的に記載した事例、(b) 定量目標として GHG 排出量に加えエネルギー使用量、廃棄物総廃棄量、リサイクル率を設定し、それぞれの推移常用を定量的に記載した事例、(c)脱炭素の方針や進捗状況を記載した具体的な開示例等、多数の事例が掲載されており、参考となる。

⑤ 虚偽記載との関係

サステナビリティに関する記載は将来の事情を含むため、どうしても、開示内容が将来の発生事実と合致しない可能性が残る。このとき、将来の事実と合致しない開示が、虚偽記載に該当するのではないかが問題となり得る。

この点に関して、開示ガイドラインは、サステナビリティ情報をはじめとした将来情報の記載について、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない」「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を検討された内容(例えば、当該将来情報を記載するにあたり前提とされた事実、過程、推理過程)の概要と共に記載することが考えられる」と言及している。ただし「経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性がある」とされていることに留意が必要である(開示ガイドライン 5-16-2)。

また、本改正の適用時期との関係で準備期間が不十分な企業は、1年目の開示と2年目以降の開示で、その内容や程度が変わってしまう可能性もある。この場合、1年目の開示が虚偽記載に当たらないかが問題となり得る。この点に関して、パブコメの回答では「当年度の有価証券報告書において、開示府令が求める開示事項を開示している場合には、翌年度以降、企業においてその開示内容を拡充したとしても、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられる」と記載されており(パブコメ No80)、過渡期における開示は実務的に対応可能な内容とならざるを得ないことを一定程度許容しているように読める。

以上からすると、企業としては、現在の取組みを前提に、適用時期との関係で許される準備期間を使ってできる限りで、合理的な根拠に基づいて適切な検討を経ておくことが望ましい。



3. 多様性に関する情報の開示の概要

本改正により、提出会社及びその連結子会社それぞれについて、以下の3つの指標をそれぞれ女性活躍推進法等に基づき公表している場合には、【従業員の状況】欄にそれらを記載することが必要となった。

- ① 「女性管理職比率」
- ② 「男性の育児休業取得率」
- ③ 「男女間賃金格差」

これは、CGコード補充原則2-4①が「上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである」としている点について、開示部分を有価証券で義務付ける趣旨である。

3つの指標のいずれも、女性活躍推進法等の規定により公表をしていない場合には記載は必要ない。女性管理職等の指標については、女性活躍推進法等に基づき公表されるものを2023年3月期から有価証券報告書においても開示対象とするものであり、有価証券報告書のために新たに集計が必要となる数値ではない(パブコメNo67等)。

サステナ開示原則では「多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースでの開示に努めるべき」とされているが、これは法令上の義務ではないため、単体ベースでの開示も認められている。

これらの指標を記載するに当たって、任意で追加的な情報を記載することも可能とされている。

女性活躍推進法等に基づき公表している場合には、【従業員の状況】欄に「女性管理職比率」「男性の育児休業取得率」「男女間賃金格差」を記載することが必要。

4. 今後について

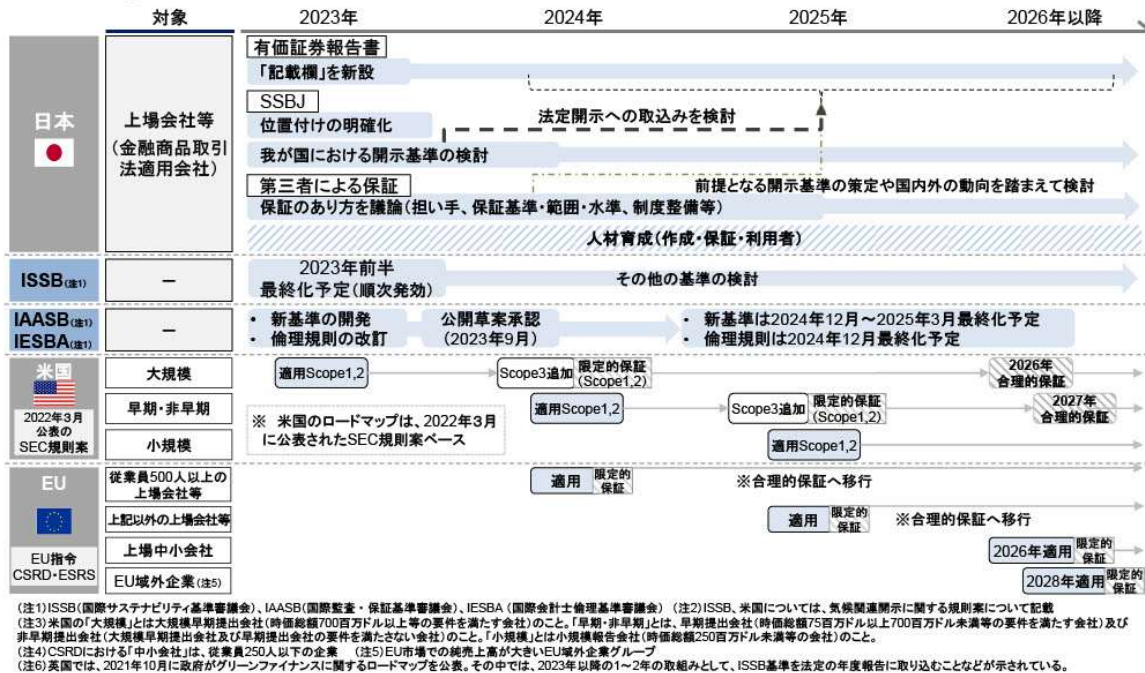
2022年12月27日に公表されたDWG報告では、サステナビリティ開示について、SSBJの役割や、今後策定される開示基準を法令上の枠組みの中で位置づけることが、サステナビリティ開示の比較可能性を確保し、投資家に有益な情報を提供していくためにも重要であるとしており、動向に留意が必要である。

また、国際的にサステナビリティ情報に対する保証を求める流れが存在すること(後掲7)、法定開示において高い信頼性を確保することに対する投資家のニーズがあること等を踏まえて、サステナビリティ情報に対する第三者による保証の在り方についても議論が行われている。

現在、国内外で、開示の基準設定や活用に向けて、急速に動いている状況であることを踏まえて、今後の動きについて注視が必要である。DWGの報告書には、下図のロードマップが記載されているので、参考にされたい。

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(2022年12月公表)

□ 我が国のサステナビリティ開示の充実に向けて、将来の状況変化に応じて随時見直ししながら、以下のような取り組みを進めていくことが考えられる



【出典:金融庁「我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ(2022年12月公表)」】

- (後掲1)TCFDとは、G20の要請を受け、金融安定理事会(FSB)により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」を指す。
 (後掲2)ISSBとは、IFRS財団評議会が非財務情報の基準を統一するために2021年11月3日に設立した「国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board)」を指す。
 (後掲3)コーポレートガバナンスコード補充原則2-4①では「中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである」とされている。
 (後掲4)SSBJとは、国内のサステナビリティ開示基準の開発、国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献を目的として、財務会計基準機構が2022年7月1日に設立したサステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan)を指す。
 (後掲5)サステナ開示原則では、記載にあたって、たとえばTCFDまたはそれと同様の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられるとされている。
 (後掲6)CGコード3-1③では、「プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。」とされている。
 (後掲7)監査・保証に関する国際的な基準設定主体である国際監査・保証基準審議会において、基準策定に向けた審議が開始されており、2023年9月までに基準の公開草案を承認し、2024年12月から2025年3月の間に最終化することが予定されている。

(当事務所へのお問い合わせ)

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1
 大手町ファーストスクエア イーストタワー19階
 TEL:03-6212-8100
 FAX:03-6212-8118
 E-MAIL:info@wadakura.jp
 Web サイト:https://wadakura.jp/